

# 福井県水源涵養地域保全条例 概要

## 【総則】（第一章）

- 目的 水源涵養地域の保全に関して、基本理念ならびに県、関係者の責務、県の施策の基本となる事項を定め、豊かな水資源を将来にわたり守り引き継ぐ。
- 基本理念 水源涵養地域の保全は、県、市町、事業者、土地所有者および県民の相互連携の下に推進
- 県および関係者の責務、市町との連携  
県、土地所有者等（地上権、賃借権等により土地を使用する権原を持つ者を含む。）、事業者および県民の責務、ならびに市町との連携について規定

## 【水源涵養地域の保全に関する施策】（第二章）

### ○水源涵養地域の指定

水源涵養機能の維持増進のため、森林を保全する必要がある地域を水源涵養地域<sup>\*</sup>として指定  
（<sup>\*</sup>水源涵養地域指定案 … 生活用水を取水している井戸、ダム等の上流の森林など）

## 【所有権等の移転等】（第二節）

### ◇土地売買等の契約の届出

土地所有者等は売買等の契約の30日前までに契約の内容等を届出

### ◇支配関係の届出

株式の過半数の保有等を通じて、土地所有者等が他の者に実質的に支配されることとなった場合は、その旨を30日以内に届出

### ○助言

事前届出があった場合、知事は、契約当事者に対し、水源涵養地域の保全に必要な事項を助言

## 【小規模林地開発行為】（第三節）

### ◆小規模林地開発行為の届出

一定規模の開発行為をしようとする者は事前に届出

### ◆小規模林地開発行為の制限

小規模林地開発行為を行う者は、水源涵養機能を著しく損なう開発を行ってはならない。

### ◇完了等の届出

小規模林地開発行為が完了した場合は、その旨を届出

### ◆完了等の後の復旧勧告

知事がその現場を確認し、土砂の流出のおそれがある等と認めた場合は、復旧するよう勧告

### ■勧告、命令

上記の◆の事項が遵守されない場合は勧告をし、それでも遵守されない場合は命令を行う。

## 【地下水の利用】（第四節）

### ○影響調査の実施

一定規模の揚水機を設置する井戸により地下水を採取しようとする者に対し、地下水採取に先立つ影響調査を義務付け調査の30日前までに影響調査計画を届出

### ◆採取計画の届出

地下水を採取しようとする者は、採取の60日前までに、採取計画を届出  
当該届出には、影響調査結果の添付が必要

### ■採取計画の変更命令

採取計画が影響調査等から水資源の保全に支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、採取計画の変更を命令

### ◆地下水の採取量等の報告

地下水の採取者に対し、採取量、地下水位の測定、記録およびその保存を義務付け。定期的な知事への報告も義務付け。

### ■勧告、命令

上記の◆の事項が遵守されない場合は勧告をし、それでも遵守されない場合は命令を行う。

## 【雑則、罰則】（第三章、第四章）

○報告、立入検査等 条例の施行に必要な限度において、土地所有者等や事業者に対し報告を求め、または土地、事務所に立ち入り検査等を行うことができる。

○市町の条例との関係 市町に、この条例と同一の目的の条例があり、同等以上の効果があると認めるときは、この条例の規定は適用しない。

### ○制裁措置

上記の■の命令に従わない場合は、その旨の公表、5万円以下の過料に処す。  
上記の◇の規定に違反した場合は、その旨の公表、3万円以下の過料に処す。